

2025年4月改正法施行にむけた

改正建築物省エネ法講習会

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)



本講習会では**木造一戸建住宅を対象**として、建築物省エネ法の省エネ基準などを学びます。

令和7年4月施行の建築物省エネ法の改正内容を中心に、省エネ仕様規定や省エネ計算のポイント等について説明します。

講師

株式会社プレスト建築研究所 久保田 博之 氏

省エネルギー性能評価法検討委員会 解説ツールWGマニュアル作成SWGの協力委員
(一社)木を活かす建築推進協議会 省エネガイドブック作成委員会協力委員

開催方式

対面とWEBの併用

受講料

無料

会場

エースパック未来中心2階セミナールーム3 (倉吉市駄経寺町212-5)

定員

対面受講は先着100名

申込方法

電子申請、または裏面をFAX・e-mailにより
10/11(金)までにお申込みください。
※どちらか1講座のみの参加も可能です



とっとり電子申請
サービス

	①仕様基準編	②省エネ計算編
日時	10/24(木) 13:30~16:30 (開場13:00)	11/6(水) 13:30~16:30 (開場13:00)
内容	<u>計算によらない省エネ基準の仕様規定について学びます</u> 改正建築物省エネ法の説明、手続きの概要(共通) 仕様基準に基づく設計方法(一戸建て住宅) 設計図書の作成方法 完了検査への対応 等	<u>省エネ適合判定申請のための省エネ計算について学びます</u> 改正建築物省エネ法の説明、手続きの概要(共通) 外皮計算、一次エネルギー計算(一戸建て住宅) 完了検査への対応 等

- WEB参加の場合、WEBアドレスは申し込み後にメール等でお知らせします。
- 2月にも同講座を開催予定です。
- **建築CPD情報提供制度認定講習(2単位) ※対面受講のみ対象です。**



詳しくはこちらから

主催 鳥取県 住宅政策課

令和7年4月から全ての建築住宅・非住宅で省エネ基準適合義務化

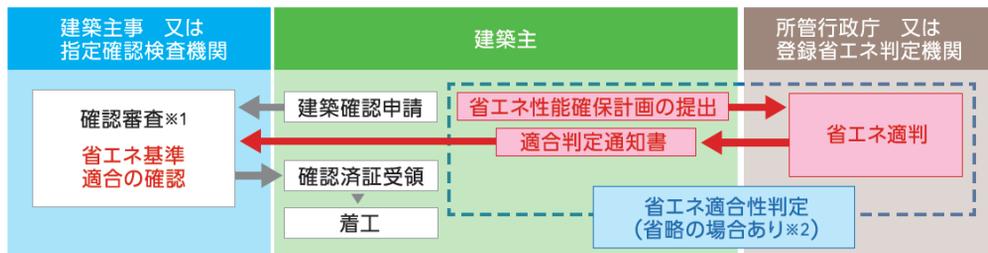
●原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられます

	〈現行〉			〈改正〉	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務	➔	適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡)以下のもの及び現行制度で適用除外とされる建築物は、適合義務の対象から除く

●建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います

省エネ基準に適合しない場合や、必要な手続き・書面整備を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。



※建築基準法の改正により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小され、手続き等も変更されます。

※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。

※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

改正建築物省エネ法講習会 参加申込書

申込〆切: 令和6年10月11日(金)

会社名			
参加者氏名 (代表者のみでも可)			
電話番号			
メールアドレス			
参加人数	①仕様基準編	対面 オンライン	名 名
	②省エネ計算編	対面 オンライン	名 名

※ ご記入いただいた内容は、本講習会の実施以外の目的では使用いたしません。

申し込み先 : 鳥取県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課
お問合せ先 建築指導室(担当 音田)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7391 Fax 0857-26-8113

e-mail jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp